

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成5年10月1日から6年7月1日までの期間は30万円、同年7月1日から7年4月1日までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成7年7月1日から8年10月1日までの期間は30万円、同年10月1日から9年1月1日までの期間は28万円、同年1月1日から同年9月1日までの期間は30万円、同年9月1日から12年2月1日までの期間は32万円、同年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間並びに13年1月1日から同年5月1日までの期間は36万円、同年5月1日から同年6月1日までの期間は32万円、同年6月1日から同年7月1日までの期間は36万円、同年7月1日から同年9月29日までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から7年4月1日まで
② 平成7年4月1日から13年9月29日まで

両申立期間について、給与明細書等の資料を一部保管しているが、年金事務所が記録する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料が控除されている。厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

（注）申立では、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間について標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

2 申立期間①のうち平成5年10月1日から6年7月1日までの期間について、申立人の保管する平成6年度市民税・県民税特別徴収税額通知書、手帳に記載された給与手取額、及び預金通帳の給与振込額の記録から、申立人の当該期間における報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額（少なくとも35万円以上の額）であることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、申立人及び他の従業員について、平成5年10月の定時決定において、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるところ、当該従業員のうち一人が保管する給与明細書によると、当該期間において改定前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除（平成5年4月分から同年9月分まではオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料控除が認められる。）されていることから、当該期間においては、申立人も同様に改定前の標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたと推認でき、これは前述の市民税・県民税特別徴収税額通知書における社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料の控除額とおおむね一致することが確認できる。

さらに、申立期間①のうち平成6年7月1日から7年4月1日までの期間について、申立人の保管する預金通帳の給与振込額及び給与支払報告書（平成7年）の記録から、申立人の当該期間における報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額（少なくとも35万円以上の額）であることが確認できるところ、i）前述の従業員の保管する給与明細書によると、6年7月分以降の給与から、同年6月以前の給与から控除された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より上位の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていること、ii）前述の預金通帳によると、申立人の給与振込額は6年7月に大きく減額となっており、事業所が厚生年金保険料の控除額を変更した状況がうかがえること、iii）前述の給与支払報告書における社会保険料控除額から、6年12月分から7年3月分までの給与から標準報酬月額（34万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていることが推認できることから判断すると、当該期間において

は、申立人の給与から標準報酬月額（34 万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

これらの事実から判断すると、申立期間①の標準報酬月額について、平成5年 10 月から6年6月までの期間については 30 万円、同年7月から7年3月までの期間については 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が保管する前述の税額通知書及び預金通帳等で推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①のうち平成5年4月1日から同年 10 月1日までの期間について、前述の従業員の給与明細書によると、当該期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立人も同様の状況であったものと推認できる。

また、前述の平成6年度市民税・県民税特別徴収税額通知書における社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額（30 万円）とおおむね一致している。

さらに、A社は、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料を保管していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間②について、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記のとおり厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、申立人の保管する平成7年分から13年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び給与明細書から確認又は推認できる給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、当該期間のうち、7年7月から8年9月までの期間は 30 万円、同年10月から同年12月までの期間は 28 万円、9年1月から同年8月までの期間は 30 万円、同年9月から12年1月までの期間は 32 万円、同年3月及び同年8月並びに13年1月から同年4月までの期間は 36 万円、同年5月は 32 万円、同年6月は 36 万円、同年7月及び同年8月は 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、前述の所得税源泉徴収簿及び給与明細書で確認又は推認できる

報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ていることを認めていることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち平成7年4月1日から同年7月1日までの期間、12年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から13年1月1日までの期間については、前述の源泉徴収簿及び給与明細書で確認又は推認できる給与支給額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低いほうの標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D支店における資格取得日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、各事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月28日から同年12月1日まで
② 昭和48年6月1日から同年10月11日まで
③ 昭和51年7月25日から同年8月2日まで
④ 平成6年9月21日から同年10月1日まで

申立期間①及び②について、私は、昭和47年4月1日にC社に就職し、同年5月1日からは同社B支店（適用事業所名は、A社B支店）に、同年12月1日からは同社E支店に、48年6月1日からは同社D支店にそれぞれ転勤したが、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③について、私は、昭和51年7月25日からF社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間④について、私は、平成6年9月21日からG社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について

C社が保管する申立人の人事記録、同社の回答、及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は両申立期間において同社に継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社B支店からC社E支店に異動し、48年6月1日に同社E支店から同社D支店に異動）、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認められる。

両申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和47年10月の記録から申立期間①は4万2,000円とし、申立人のC社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における48年10月の記録から申立期間②は5万6,000円とすることが妥当である。

事業主が、当該期間において、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、「当時の資料は保管していないが、申立期間①及び②の保険料を納付したはずである。」と回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日、及び被保険者資格の取得日に係る届出をそれぞれ社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③について

申立人は昭和51年7月25日からF社に勤務した旨主張しているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、F社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

さらに、i) 前述の被保険者原票により、F社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は月途中で入社したことを明確に記憶しているところ、同人の同被保険者の資格取得日は、当該月の翌月1日付けと記録されていること、ii) 当該期間当時、申立人の健康保険整理番号前後の被保険者に係る厚生年金保険の資格取得日は、全て1日付け（1日が日曜日の場合には翌2日付け）と記録されていること、iii) 複数の同僚の供述

する入社時期と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致しないことから判断すると、同社においては、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立人のF社に係る雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は同日となっているところ、前述の被保険者名簿において、当該期間に近接した時期に同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の同僚は、雇用保険被保険者の資格取得日がいずれも厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日かつ1日付けであることが確認できる。

3 申立期間④について

申立人は平成6年9月21日からG社に勤務した旨主張しているものの、同社に係るオンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、G社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は居所不明であることから、申立人の当該期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

さらに、申立人のG社に係る雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は同日となっているところ、オンライン記録において、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の同僚は、雇用保険被保険者の資格取得日がいずれも厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日であることが確認できる。

4 このほか、申立期間③及び④において、各事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。